

支援センターだより

御挨拶

静岡県警察本部長 島根 悟



静岡犯罪被害者支援センターの皆様におかれましては、設立以来、犯罪等の被害に遭われた方々に寄り添い、きめ細やかな支援活動に御尽力いただいておりますことに、心からお礼申し上げます。

平成25年中の刑法犯認知件数は、平成15年から11年連続で減少し、24年ぶりに3万件を割るとともに、検挙率も向上して平成9年に次いで高くなりましたが、強盗などの凶悪犯罪が増加するなど、県内の治安情勢は依然として厳しい状況にあります。また、交通事故発生状況は、件数及び負傷者数は前年比で減少したものの、死者数は184人と大幅に増加したほか、高齢者の交通事故死者数や高齢ドライバーによる事故件数も増加しており、高齢者の交通事故防止が重要な課題となっております。

このような事件や事故により、何の前触れもなく突然、被害者や御遺族となられた方々は、精神的・身体的負担や経済的負担を強いられている現状にあります。

県警察では、犯罪被害者等基本計画に基づき、刑事手続の流れや相談窓口等の説明の充実、刑事手続に必要な診断書料等を公費負担する制度の拡充、部内カウンセラーによるカウンセリング、犯罪被害給付制度の適切な運用など、被害者や御遺族の立場に立った各種被害者支援活動を推進しております。

しかしながら、被害者や御遺族の皆様が必要とする支援は、生活上の支援を始め、医療や裁判に関することなど多岐にわたっており、被害者や御遺族の皆様が再び平穏な生活を取り戻すためには、更なる被害者支援制度の充実とともに、被害者支援活動に携わる関係機関や団体等による途切れのない支援が必要不可欠であります。

とりわけ、被害者支援活動の中核として御活躍されている静岡犯罪被害者支援センター、そして会員の皆様との連携が一層重要であると考えており、今後とも御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、静岡犯罪被害者支援センターのますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げます。

～目次～

- 御挨拶:静岡県警察本部長 島根 悟 様
- 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2013」開催報告
- 「早期被害者支援の必要性を体験を通じて感じたこと」
交通事故被害者遺族 小沢樹里 様・小沢恵生 様
- 平成25年相談受理状況・直接支援状況
- 「ホンデリング事業」の御紹介
- 静岡県共同募金会「使途選択募金」のご案内
- 賛助会費納入者・寄付者一覧、寄付のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-651-1011

受付時間: 10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2013」 開催報告

平成25年11月24日、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホールにおいて、約240人の参加を得て、静岡県・静岡市・静岡県警察との共催で「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2013」を開催しました。

開式では、静岡地方検察庁検事正、静岡県弁護士会会長、法テラス静岡副所長、静岡県臨床心理士会会長に来賓としてご出席いただき、当支援センター大石剛理事長からの挨拶、長野検事正様からのご祝辞を頂戴し、その後、行われた表彰式では、永年当支援センターにご支援いただいております後藤千代子様に感謝状を贈呈し、また当支援センターの永年の活動が認められ、静岡県警察本部長から当支援センターに対して感謝状が授与されました。更に、平成25年度から新設されました静岡県警察本部長と当支援センター理事長からの連名表彰を、藤原智代事務局員と松永しげ子犯罪被害相談員、安本節子犯罪被害相談員の3人が受賞しました。

第1部講演会では、埼玉県内の交通事故により、ご両親を亡くされたご家族である小沢樹里さん・恵生さんに、『早期被害者支援の必要性を体験を通じて感じたこと』と題してご講演をいただきました。

第2部演奏会では、静岡英和女学院ハンドベルクワイアと静岡県警察音楽隊の皆様にご出演いただき、素晴らしい演奏をご披露していただきました。



開式:主催者挨拶



第1部講演会:講師 小沢樹里様(右)・小沢恵生様(左)



第2部演奏会:静岡英和女学院ハンドベルクワイアの皆様



第2部演奏会:静岡県警察音楽隊の皆様

講演

『早期被害者支援の必要性を体験を通じて感じたこと』

小沢樹里・小沢恵生

2008年2月17日、熊谷市の県道で泥酔状態の男が運転する乗用車が反対車線にはみ出し、対向車2台に次々と衝突。軽乗用車に乗っていた小沢義政さんと妻 雅江さんが亡くなり、同乗の三男 恵司さん、長女 恵生さんと、別の車両に乗っていた2人ら計7人が重軽傷を負いました。

その後行われた裁判で、運転の男に「危険運転致死傷罪」で懲役16年、同乗の男2人も「危険運転致死傷幫助（ほうじょ）罪」で懲役2年が確定し、更に男らに酒を提供した飲食店経営者も道路交通法違反「酒類提供罪」で有罪判決が確定しました。

1 事件発生の連絡

今から約5年半前。2008年の2月に起きました。その日、私たちは、主人と私が住む埼玉県東松山市という所で、主人が普段より早く家に着いて、友人と共にお食事をしていました。そこに、一本の電話が鳴ったんです。その電話というのは、私の義理の父にあたる小沢義政が運ばれた病院からの電話でした。電話がかかかってきて、「すみません。小沢義政さんを知っていらっしゃいますか。」という電話だったのです。たまたま私の祖母がそこに入院していたので、最初は、「面会に行ったのか。こんな夜8時半にもなって面会なんて何しに行っていたんだろう。」というのが最初の印象でした。その後、「こちらの病院に運ばれてきているので、すぐに来てください。」と言われた瞬間に、何が起きたんだろう、とにかく主人と友人と共にその場所に迎えに行くことになりました。私たちの家から事故が起きた熊谷市は車で約40分位かかる場所だったので、その40分間の間に、主人がもう一度隣の助手席から電話をしました。「小沢ですけれども、うちの父の容態はどうですか。」と聞いたところ、「心肺停止状態です。」うちの主人が、オウム返しのように私の隣で「心肺停止ですか。」と言い、運転している私は、「心肺停止って心臓が止まっているってことだよ。」「そうだよ。」それが、事件の一報でした。

そこからの間、私たちは、母に電話をし、妹にも電話し、弟にも電話し、誰も出ないので家にも電話して、近所の人にも電話をして家にいないかを確認してもらったのです。でも誰も電話に出ることはありませんでした。何故ならば、全員が事故に遭っていたからです。そして、その後にもう一度、警察から電話がかかかってきて、「小沢さん、メモを取れますか。」全くメモの用意等していなかったので、「覚えます。」そこで言われた言葉が、「小沢雅江さんは熊谷の外科病院、恵司さんは総合病院、恵生さんはここから離れた東松山市という所の成恵会病院に運ばれています。」ということです。そうなると4人がバラバラの所に運ばれている。「じゃあ、すみません。どんな状態でしょうか。」と言ったら、「現状は今わかりません。」という言葉でした。(略)とにかくどうしようもなかったので、そのまま父の確認することにしました。そして、亡くなっている父を確認し、主人は私の車で母の病院へ、私は友人と弟の病院へと向かうことになりました。弟の病院はすぐ分かりました。「とにかく重体なのでここでは診られません。更に救急搬送が必要だ。」ということで、今度はそこから約1時間離れた救急指定病院へと運ばれました。そして主人からの連絡がなかったので、何となく嫌な予感がしたのです。その予感があたり、母の遺体と面会することになりました。そこで私たちは母との面会をするのですが、主人の様子がさっきとは全然違うのです。男性にとって、母親というのは本当に特別なのです。涙をポロポロ流しながら、「お母さん、生きてくれ。お母さん死んじゃったの!？」もう本当に見るに堪えない

状態でした。

そこからまた、悲しんでいる場合ではないくらいの状況で妹の所に行きました。すると、隣にいた妹は、当時、顔中が血だらけ、髪も血だらけ、手のしわまでも血だらけでした。そんな状態の妹が、「来てくれてありがとう。」本当にか細い声で言ってくれたのです。どうにか生きている妹を確認しましたが、妹に起きていたのは、「顔面多発性骨折」といって、顔面が全部ガラスのように砕けているというような状態で、失明の恐れもあったそうです。本当に、3回の手術を乗り越え、普通の綺麗な顔をしています。ここまで来るまでは壮絶な想いで来ています。

そして、私たちは弟の元へと向かいますが、弟は2度も3度も生死の境を彷徨い、本当にひどい状況でした。「第四腰椎脱臼骨折」といって、その後下半身麻痺になる可能性があると言われるような状態で、生きるか死ぬかという状態でした。

2 裁判を通して感じたこと

私たちの事件というのは、「危険運転致死傷罪」の運転者の時は従来型の裁判でした。そして「危険運転致死傷幫助罪」の2人の時は、裁判員裁判。そして被害者参加の適用でした。その時に感じたのは、まずは警察の捜査がしっかりしていたこと、実況見分調書がとてもよく作られていたことで、これこそが一番の私たちは支援だと思っているのですが、同乗者に対してもしっかりと摘発ができたことが一点、そして、被告人質問ができるようになったことは、被害者としてはとても大きいことでした。検察官の隣で、質問をすぐに聞き、そして、私たちの質問を検察官が実際の法的なものとしてしっかりと捉え、加害者に質問できる機会をいただいたことはとても大きかった。

そして、警察官も検察官も私たち被害者に対して分かりやすい説明をしてくれるようになったことです。時には、図に描いて、そして私たちにオンジルームという被害者専用の部屋を用意してくれました。そこでは話しやすい雰囲気というものを作ってくれました。これはもう全く前の裁判と違うものでした。私たち自身も警察に聞きやすかったですし、分かりやすい説明をしてくれたので、進行がスムーズになったと感じました。

私たちは実況見分調書が従来の時は見られなかったのですが、この被害者参加制度を適用すると、この実況見分調書が早い段階で見ることができます。何を争おうとしているかわかる。被害者にとって、これが分かることで随分裁判に対しての取り組み方が変わったように感じます。

私たちの被害者支援が成功した一つは、チームとして取り組めたからです。捜査する側、警察の中でも被害者窓口をきっちりと決めたこと、そして被害者支援室をしっかりと有効に使えることが、私たちの早期回復につながったと感じています。

3 早期段階での被害者支援とは

■ 警察官・検察官・援助センターの理解・連携

支援室や援助センターをどれだけ利用していくかということは、実をいうと一番早い真相解明、そして遺族が手助けを得られるのではないかと感じています。検察で全部を吐き出すことができない遺族が、はげ口がなくなった時に専門知識を持っている支援室や援助センターの力があることで、私たちの心が満ち足りることはなくても、少しでも軽減されるのかなと思います。

■ 日記や手帳をつけるアドバイス

これは自分が、今日何をしたかを忘れてしまうからです。色々な人と出会って、色々な所に行かなくてはなりません。それを覚えておかなくてははいけません。また、警察に言わなくてはいけない時のために、いつ、何をしたかというのだけはしっかりと手帳に書くようにぜひアドバイスをいただきたいと思います。

■ ファミリーサポートセンターの活用

お子さんがいる場合、ファミリーサポートセンターの活用を促していただきたい。あることを知らない方がいるので、ぜひサポートしていただきたい。

■ 事故直後の移動手段のサポート

事故被害者当事者というのは、保険だったり、タクシー代が出たりとよくお聞きになるかと思いますが、遺族にはないです。被害後に遺族が運転するのはとても大変な作業です。亡くなった人を見届ける際、事故現場から病院にとか、病院から自宅へとかの送迎は警察車両であれば送り届けてもらいたい。ぜひ、尋常でない段階でもう一度事故が起こる可能性があるということを知っていただきたい。

■ 遺体と遺品について

血がついたまま返してほしいのか、血を洗って返してほしいのか、遺族によって判断が分かります。警察の判断で渡してしまうことで、そのまま現状保存で返してもらいたい家族にとっては迷惑です。見たくないと言った場合には、洗い流してから返してもらうというように、これも一つの支援になると思います。必ず遺族に聞き取りを行っていただきたい。

■ パンフレットの渡し方の工夫

被害者に向けてのパンフレットが沢山あるのですが、それを被害者は全部見るのでしょうか。できるのであれば、必要とところだけ丸をつけるか付箋をしてもらうことで分かりやすくなると思います。ここは重要だよと思うところは、赤線・赤丸・付箋を貼っていただきたい。このパンフレットの渡し方というのも、一つ工夫なので、簡単にすぐできる支援だと思います。

■ 形に添った言葉ではないこと

形に添った言葉ではなくて、言葉の使い方は自分自身でも考えて使ってもらいたい。

■ 対遺族に向けての窓口

私たちの被害回復が成功した内の一つ。対遺族に対しての窓口は統一してほしい。窓口の対応者については、その人の向き不向きを上司の方が見るというのはとても大事だと思います。

■ 説明は理解するまで何度も

被害者というのは、色々な所で同じことを何度も何度も繰り返し話して、誰が誰だったか分からなくなったことがあります。説明も何度もしてもらいました。その度に泣きながら、気持ちがいっぱいで説明が飛んでしまいます。説明をした気にならないで、何度も何度も説明を理解するまで話をしていただきたい。

■ 事件担当者との相性、交代・サポーターを付ける

私たちは弁護士に恵まれました。現在依頼している弁護士に会うまでに、15人位面接して、電話・FAXで計30件以上問合

せをしています。もし自分が弁護士と合わないなと思った時、「変えていいんだよ。」ということをおアドバイスしてもらいたいと思います。なかなか弁護士を断る勇気はないのですが、どんなに良い先生であっても個人差があるので、ぜひご支援いただきたい。

それから明らかに被害者に暴言を吐くような警察官や検察官もたまにいたりします。交代というのは通常なかなかされないみたいですが、交代が無理であれば一人サポートに付けてもらう。別の人格者を付ける。納得してもらえるアドバイザーを隣に付けてもらうことを支援者からお願いしてもらいたい。

■ 事故当時のテレビ録画や新聞の切り抜き

誰にもできること、それは新聞の切り抜きやメディアやレポートを取っておき、その人が欲しい、探していると言った時に渡してあげることです。私たちも実際、埼玉の中では結構放送されていたそうですが、一度も見る事がなかったです。何が書いてあったんだろう、どんな事故だったんだろうと客観的に見ようと思った時に、見えるものが必要だと思いました。

ですが、勝手に渡すのではなく、「取っというだけどうする?」と言ってもらえれば、「欲しい。」もしくは「もう見たくない。」という返事ができます。被害者の方に私は助ける準備があるよということをお願いしたい。支援者側の冷静な判断が必要だと思います。

■ 『犯罪被害者の休暇制度』の周知・徹底

支援室や援助センターにはこのリーフレットがあると思いますが、全然使われていません。使わないと普及されない、知ってもらえません。私たちが真相を知りたいと思ったら、やっぱり裁判所に行かざるを得ません。そうなった時に、「そういう休暇制度があるよ。一度会社の人に相談してみたら。」と言ってもらいたいと思います。

■ 報道関係者の取材

報道関係者の方の取材というのが結構ありますが、断れないかなと思う方がいると思います。被害者支援室では用意してあると思いますが、【マスコミをお断りします】という貼紙を貼るだけで、報道を防ぐことができます。これは報道被害から防ぐ一つの手立てです。

ですが、覚えておいてもらいたいのですが、報道関係者は決して敵ではないのです。有効利用すれば味方にもなる存在だと思えます。一概に全部拒否するのではなく、「言わなくていいことは言わなくていい。言いたいことだけ言えばいいんだよ。」とサポートしていただければ、情報をもらえるし、多くの人に被害の真相を知ってもらえる手立てになるのではないかなと思います。

■ 学校関係・地域の仕事等の身近な支援

女性の方は多いと思いますが、母親になると、私もそうですが学校関係や地域の仕事がとても多いです。被害者になったからといって、やらなくていいよとは言ってもらえない。また、やらなくてもいいですかとも言いにくいので、ぜひ手を差し伸べて、「数年間免除してあげませんか。」「ゴミ掃除、いいですよ。次の番に回しましょう。」と言ってもらえるような、身近なサポートをしていただきたい。

また事故当時、主人も私もしばらく温かい食べ物、人が作った食べ物や味噌汁を見ませんでした。飲む機会もなかった。水筒一個で保温効果があるので、「良ければ味噌汁を作ってきたんだけど、休まない。」とか缶コーヒー1本でもいいんです。温かい物を一緒に飲むというのは、被害者にとってはもう忘れてしまっている感覚・状態が、一瞬和らぐのかなと感じます。

そして私も当時4歳の子がいました。今、小学校4年生と4歳の娘がいますが、子どもの送迎等、日常を送ること自体ができ

なくなりました。そんな時に、近所の方に助けていただく。学校まで、「少し通学路を見ていたよ。」と言われたらすごく安心します。特に通学路の問題は最近多いので、見守り活動を是非していただきたい。

また学校の先生というのは子どもにとっては一番の支援者です。学校の配布物は重要なものや重要でないものもあります。重要なものだけは赤丸を付けて手渡すなど、学校の先生も取り組みをしてもらいたい。また、匿名でもよいので先生自身が支援室など支援のアドバイスを受けることができることを知りたい。

4 最後に

主人は、事件から半年間、仕事を休むことになりました。それまでの間に弟がPTSD、第四腰椎脱臼骨折、腹腔内出血、そして下半身麻痺。それから高次脳機能障害など当時12箇所の病院に通っていました。妹に関しては、顔面というのは、歯も目も鼻も耳も全部顔面ですが、専門の病院は違うので9箇所の病院に回ったのです。12箇所と9箇所を足すと21箇所を主人と私の2人で回ったんです。もう一人次男の弟がいて、その弟も心を病んでしまい強制入院となり、今も入院施設にいますが、そんな中で、被害者がこんなに病院を回るということをなかなか知らしてもらえません。死亡したことを受け入れる、これを消していく作業と、生きるということを手助けする作業というのを同時にしてきました。そんな中で、どれだけ社会復帰というのが難しいかということを知っていただきたい。そして社会復帰というのは、会社に通うことだけではなく、会社がサポートして、被害の回復まで共に待つことが社会復帰につながる。そして笑顔になる。普通に話せるようになる。被害を相談することができるようになることが被害の回復につながるのではないかと考えています。

また、「被害者支援条例」というものが各市町村・市区町村にあったらいいなと思います。高齢者の宅配サービス・送迎サービスをうまく運用して使うことで、被害者支援というものが成り立っていくと思います。支援の輪が水の波紋のように広がることを私たちは願います。

被害者というのはその日からもがき苦しみながら、どうにか生きる希望を探し回って生きていきます。その中で、沢山の支援の手で支え合っていくことが、地域・学校・警察・検察官が皆一体となってすることで、より多くの被害者の人のための役に立つのではないかと思います。私自身、実をいうと、妹と弟、そして主人の支援者でありたいと願って今日まで過ごしてきました。家族という中でもやはり肉親ではないので、一歩、冷静な対応で支援をしたい。その周りで私を支援して下さった方が沢山います。時にはお花をくださったり、時には本当に子どもたちを見守ってくれる。これは温かい支援でした。誰もができる支援が、沢山のつながっていくことがいいなと願います。

事故の当事者でもあり、遺族でもある妹の恵生さんからもお話をいただきました。

1 病院への付き添いと話し相手

私の場合は、事件で両親がいっぺんに亡くなってしまって、頼れる人がいなくなってしまいました。兄弟も一緒に事件にあった双子の兄は重体になって、もう一人の兄も事件がきっかけで入院してしまいました。それで、私は一番上の兄夫婦の二人にしか頼れなくなってしまって、事件の関係で兄夫婦は寝る時間もないぐらい忙しくて、やっぱり親ではないので、私が自分の用事では甘えられない部分もありました。

私の場合は、一番は話し相手が欲しかったのですが、入院中は看護婦さんとか精神科の先生とかが誰かしら来てくれました。看

護婦さんが身体を拭いてくれたり、髪の毛を洗ったり、必要なことはしてくれていたの、そんなに日常で困ることはありませんでした。でも、手術後は身体が痛かったりして、そういう時に看護婦さんは忙しそう、何も言えませんでした。でも、一日だけ、民間団体の「埼玉犯罪被害者援助センター」の方が遠くから病院に来てくれて、お母さんのように身体をさすってくれたり、「どうしたらいい?」「どこが痛い?」と色々聞いてくれて、看護婦さんとは違う面で、サポートしてくれました。私は、それがすごく嬉しかったです。さすってくれたりとか話を聞いてくれたり、付き添ってくれたりする人がもっと沢山いてくれたらと思います。

2 移動の手段

私も、一緒に事故にあった双子の兄も、事件後、脳に「高次脳機能障害」という後遺症が残ってしまい、今も運転はできなくなっています。私が住んでいる所は、車がないととても不便です。特に雨の日は動けません。今はまだ兄夫婦がいるので頼めますが、それも毎回だと負担になってしまい、雨の日は家にいるしかありません。

退院後、友達と近くでご飯を食べに行くこともありました。友達には、裁判があって忙しい時に、「裁判の準備があるからごめんね。」と言っていました。でも最初は、「分かった。頑張る。」と言ってくれたのですが、何回も裁判の準備、裁判の準備。そうすると、どんどん誘ってもらえなくなってしまう。車が運転できないので、私から友達を誘うということは、友達に迎えに来てもらわないといけなから、私からは誘えなくなって、今も遊んでいない状態です。

何より困るのは、病院に行けないということです。病院は、どうしても行かないといけなから、雨の日は行きたくても行けないのです。ですから、何か送り迎えの支援があったらいいなと思います。

3 自治体の支援として望むこと

一つ目が病院の付き添いと話し相手です。病院の付き添いと話し相手については、援助センターの相談員の方が何度か来てくれましたが、わざわざ遠くから来てもらうのも大変です。ですから、地元から来てくれたら、もっとたくさん来てもらえるかもしれない。地元なら事情もよくわかってくれると思うので、被害に遭ったら、できるだけ地元の自治体で支援をして下さる方がいたらいいなと思います。

二つ目が移動の支援です。本当に今でも困っています。障害者の方に買い物とか病院への送迎サービスが自治体によってありますが、それを犯罪被害者も事件からしばらくの間は利用できるようにしてほしい。被害によっては、短期間の利用でもとても助かる場合があります。送迎サービスが無理だとしても、例えば、移動のためにタクシーのクーポン券を支給してもらえたら助かるなと思います。そうしたら、家族の負担にもならず自分一人を出掛けられるので、全然違います。

三つ目が、犯罪被害者に対して、周りの人の理解を得られるようなサポートが地元でもあったらいいなと思います。被害者は孤立してしまいます。だからこそ、地元の自治体で、もっと犯罪被害者に対する理解をしてもらえるような取り組みをして、支援してもらいたいと思います。

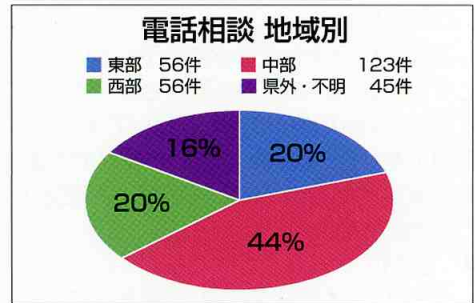
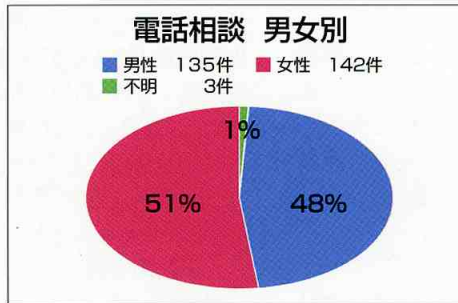


平成25年 相談受理状況

(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

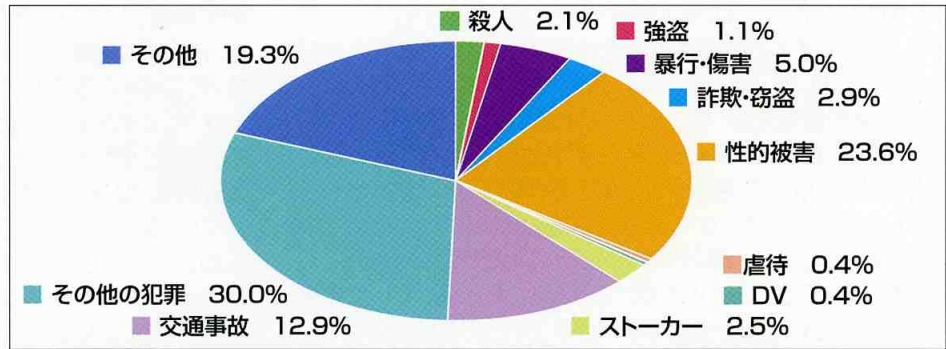
1. 受理件数 (件)

相談内訳	件数	前年比
電話相談	280	64
面接相談	28	7
法律相談	27	6
合計	335	77



2. 電話相談内容 (件)

内容区分	件数	前年比
殺人	6	△1
強盗	3	2
暴行・傷害	14	△11
詐欺・窃盗	8	△10
性的被害	66	20
虐待	1	0
DV	1	△1
ストーカー	7	5
交通事故	36	16
その他の犯罪	84	37
その他	54	7
合計	280	64



〈特徴・傾向〉

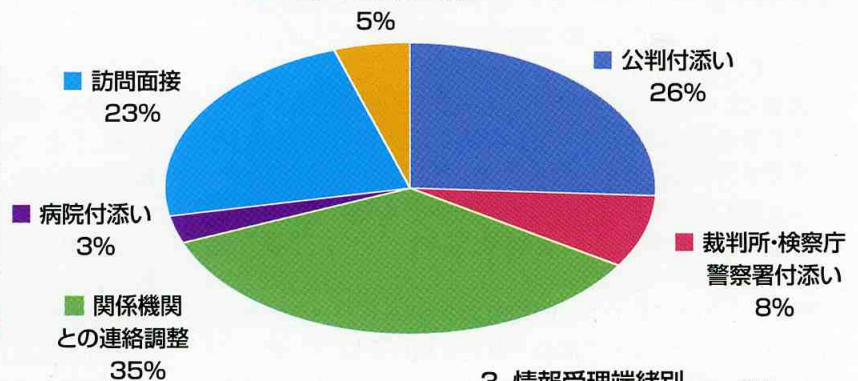
- ◇ 25年5月から遠鉄・静鉄・富士急行の電車やバス内に車内広告を実施していることもあり、相談受理件数が増加した。実際に、車内広告を見て、数年前の被害相談をされた方等があり、被害者だけでなく、潜在犯罪被害者の相談も受けられるよう広報活動も充実させていきたい。
- ◇ 25年は、性的被害や交通(死亡)事故の相談が増加し、臨床心理士によるカウンセリングや法律相談を早期に実施することができた。また、虐待やDV、ストーカーの相談については、相談者の同意を得て、県警犯罪被害者支援室に連絡し、相談の要望に沿った解決に努めた。

平成25年 直接的支援状況

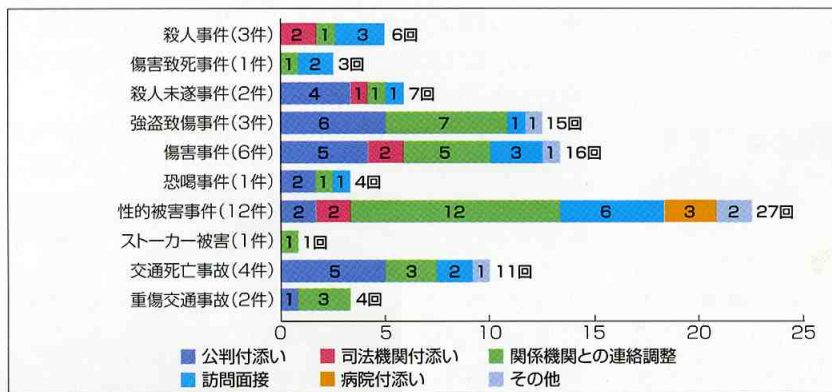
その他の付添い支援 (平成25年1月1日～平成25年12月31日)

1. 支援件数 (件)

支援内容	支援回数	前年比
公判付添い	24	4
裁判所・検察庁・警察署付添い	7	0
関係機関との連絡調整	33	8
病院付添い	3	3
訪問面接	22	8
その他の付添い支援	5	△2
合計	94	21



2. 事件別件数及び実施回数



3. 情報受理端緒別 (件)

警察情報	24(18)
相談から移行	16(16)
その他	1(1)
合計	41(35)

※()内は、直支移行件数。

4. 地域別 (件)

東部	12
中部	13
西部	5
県外・国外	5
合計	35

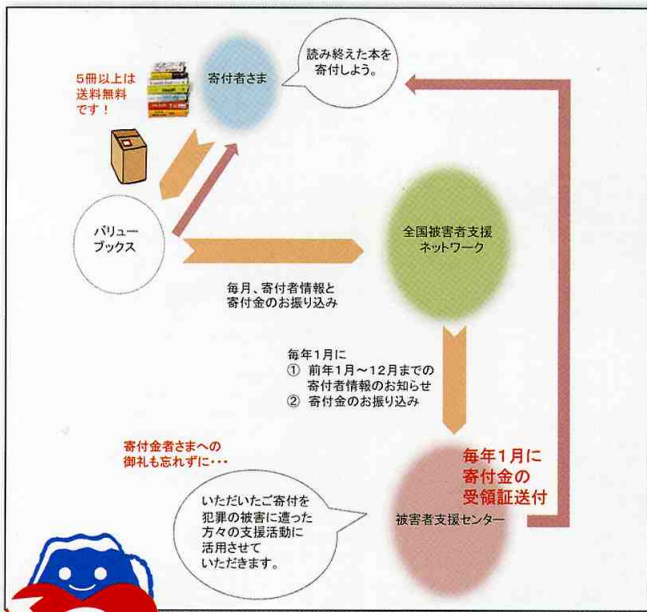
〈特徴・傾向〉

- ◇ 25年は、電話相談から面接・法律相談を実施し、付添い支援へと移行したケースが増加した。
- ◇ 電話相談受理後に法律相談を希望された場合、弁護士会犯罪被害者支援対策委員長の迅速な対応により、早期に弁護士を選定していただき、短期間で弁護士と面談ができ、被害者の不安や負担が軽減できていると感じる。
- ◇ 性的被害事件では、警察署へ被害届を出していない被害者からの相談を受理し、現在も支援を行っている。今後も、被害届を出していない被害者からの相談に対しても、相談内容を把握し、必要な支援を実施していきたい。

『ホンデリング』をご存知ですか!?

当支援センターが加盟する全国被害者支援ネットワークでは、中古本のご寄付を募る「ホンデリング・プロジェクト」を既に実施しておりますが、この度、当支援センターもこの事業に参加登録し、事業を開始することいたしました。

「ホンデリング」のしくみ



異動・退職時に出る古本等がありましたら、ぜひご協力ください。

申込み方法

- ① 段ボールに古本(5冊以上)・CD・DVD・ゲーム等を入れ、専用の申込書に必要事項を記入します。

※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は1枚で大丈夫です。
※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
※18歳未満の方は、保護者の方にお申し送りください。

以下の本は取り扱えませんので、ご注意ください。

ISBNのない本、百科事典、コンビニコミック、個人出版の本、マンガ雑誌、一般雑誌は取り扱いできません。



ISBN978-4-1234-5678-9
ISBN見本

※取り扱えない本が混入していても、費用の負担などは生じません。

- ② 配送の準備が整いましたら、
(株)バリューブックス0120-826-295
へ電話をし、申し込みます。
その後、宅配業者がご指定の時間に引き取りに伺います。

『使いみちを選べる募金』で遺族の手記製作事業費を募っています!!

この度、静岡県共同募金会が、厚生労働省の承認を受けて、平成26年1月から3月までの3か月間、新たに使いみちを選べる募金(テーマ募金)を実施することになり、当支援センターと静岡県内で活動中の8団体が参加し、募金活動をしています。

支援センターは、犯罪被害者ご遺族の手記「みかんのはなvol.3」製作事業費650,000円を募っています。

2月12日現在で、約20,000円の募金をいただきましたが、製作事業費にはまだ足りていません。

手記を通して、幅広い年齢層の方にお読みいただき、犯罪被害者支援への理解を深め、更に、犯罪や交通事故の抑止につながっていけばと願っています。2月初旬にご案内を郵送させていただいていますが、今一度ご検討いただき、ご協力をお願いいたします。



支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成25年7月1日～平成26年1月31日

アイウエオ順(敬称は略させていただきます。)

赤池 培男	㈱アクセス	旭化成㈱富士支社	熱川防犯協会
熱海警察署	(一社)熱海市観光協会	熱海市町内会長連合会	熱海商工会議所
天野 一	池田 剛志	池田屋印刷㈱	石川 令子
石割 誠	磯田 雄二郎	㈱市川交通安全財団	伊藤園産業㈱
㈱伊藤園静岡相良工場	伊東市地域行政連絡調整協議会	伊東商工会議所	伊東地区安全運転管理協会
伊東 広子	磐田警察署	磐田警友会	宇佐美 達也
エス・ケイリース土木㈱	遠藤 守	大石 剛	大庭 茂利
大仁警察署	小楠 和男	小野木 基夫	表富士工業団地協同組合
掛川警察署	掛川商工会議所	片田 弘子	上川 陽子
久崎工業㈱	菊川地区安全運転管理協会	菊池 信廣	旧警察課有志一同
川崎 明	桑原 勝義	ケア・フリー静岡㈱	河本 恵美子
南幸祐	湖西警察署	湖西地区安全運転管理協会	小坂 博
御殿場警察署	御殿場警友会	後藤 榮	後藤 千代子
櫻井 彰利	佐野印刷㈱	澤木 久雄	重木 孝子
静岡ガス㈱	(一社)静岡県安全運転管理協会	静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県警察カレンダー制作委員会
静岡県警察官友の会	静岡県警察官友の会大仁支部	静岡県警察官友の会菊川支部	静岡県警察官友の会御殿場支部
静岡県警察官友の会富士支部	静岡県警察官友の会富士宮支部	静岡県警察官友の会牧之原支部	静岡県警察刑事OB会有志一同
静岡県警察警備OB会	静岡県警察交通OB会	静岡県警察職員互助会	静岡県警察本部監察課
静岡県警察本部警察相談課	静岡県警察本部警備部外事課	静岡県警察本部警務課	(一社)静岡県警備業協会
(一社)静岡県警友会	静岡県公営競技連絡協議会	(一財)静岡県交通安全協会	静岡県交通安全協会熱海地区支部
静岡県交通安全協会湖西地区支部	静岡県交通安全協会伊東地区支部	静岡県交通安全協会磐田地区支部	静岡県交通安全協会菊川地区支部
静岡県交通安全協会静岡中央地区支部	静岡県交通安全協会清水地区支部	静岡県交通安全協会天竜地区支部	静岡県交通安全協会沼津地区支部
静岡県交通安全協会藤枝地区支部	静岡県交通安全協会富士宮地区支部	静岡県交通安全協会三島地区支部	静岡県交通安全協会焼津地区支部
静岡県交通安全協会静岡南地区支部	(一社)静岡県ゴルフ場協会	(一社)静岡県歯科医師会	静岡県中部質屋協同組合
(一社)静岡県自動車会議所	静岡県司法書士会	(公社)静岡県柔道整復師会	㈱静岡県中央自動車学校
静岡県農協暴力・防犯対策協議会	静岡県遊技業協同組合	静岡市自治会連合会	静岡市清水区自治会連合会
静岡市遊技業組合	静岡中署第85期初任科短期過程卒配生12名	静岡中央警友会	静岡中央地区安全運転管理協会
静岡南警察署	静岡南警友会	静岡保徳㈱	静岡リビング新聞社
自動車安全運転センター	信濃商事㈱	島田警察署	島田市自治会長連合会
島田商工会議所	清水警察署	清水職場防犯協会	清水地区安全運転管理協会
下田警察署	下田地区安全運転管理協会	シャクリー工業日本㈱	㈱サンソン化粧品
新村 悦之	菅田 信明	杉山 一統	鈴木 郁朗
鈴木 智子	鈴木 紀義	鈴木 通代	鈴木 洋佑
鈴木 和	裾野警察署	裾野ライオンズクラブ	スルガ銀行
医療法人社団聖教会田中医院	静岡信用金庫	セキスイハイム東海㈱	高田 好浩
滝澤 聡康	田口 芳徳	竹田 昌久	田子の浦埠頭㈱
田中 広子	中部機電サービス㈱	中部電力㈱静岡支店	㈱テンイチ
天竜地区安全運転管理協会	東遠遊技業組合	㈱東京興業	富永 秀幸
戸本 松造	鍋倉 伸子	29.30年職員同期会	日機装㈱静岡製作所
沼津警友会	沼津警察署共済会	沼津商工会議所	沼津地区安全運転管理協会
沼津駿東遊技場組合	羽切 孝二	北北警察署	浜松市自治会連合会
浜松中央警察署	浜松遊技業組合	原本 英三	伴 信彦
宗教法人日限地蔵尊	平塚 哲也	深尾 健太郎	藤枝地区安全運転管理協会
富士岳南ライオンズクラブ	富士警察署	富士商工会議所	富士信用金庫
藤田 利彦	富士宮警察署	富士宮市長会	富士宮中央ライオンズクラブ
芙蓉監査法人	平成15年4月1日会連合会	平成25年度静岡県警察青年警察職員合宿研修研修生一同	星野 健児
蕎麦庵まえ田 前田 茂樹	牧之原警察署	牧之原警友会	㈱マキヤ
松澤 紘一郎	松本 喜代子	㈱丸川	三島市自治会連合会
三島商工会議所	三島地区安全運転管理協会	三島地区保護司会	三島遊技場組合
三井 義廣	明成警備保障㈱	望月 威男	飯崎 二三男
山崎 高嗣	山中 一成	山本 正幸	㈱三水工業
湯田 アヤ子	吉川 正宏	良知 淳行	㈱ROKI
渡辺 忠昭	渡辺 ひさ子	渡邊 弥生	割鞘 健太郎
交通安全県民フェア募金	支援講演会募金	匿名 28件	

◇寄付型自動販売機のご報告◇



25年度は、サントリービバレッジ2台・米久ベンディング1台・ダイドー4台を新しく設置していただき、平成26年1月末現在で、37台の寄付型自動販売機が設置されております。寄付型自動販売機についてご質問等ございましたら、当支援センター事務局(TEL054-651-1021 9:00~16:00)へお問合せください。ご連絡お待ちしております。

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体
個人

1口
1口

10,000円以上
2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】
【加入者名】

郵便振替:口座番号 00870-7-50944
NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会



発行 NPO法人
静岡犯罪被害者支援センター
〒420-0032
静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階
発行月 平成26年 2月